

岸和田市企画調整部企画課

自治基本条例 すいしんにゆ～す

■ 建議がなされました！

平成20年(2008年)6月30日(月)、自治基本条例推進委員会で2年間にわたり、自治基本条例及び同条例に基づく制度等の検証及び見直し等について調査審議を重ねた結果を取りまとめた建議書が、市長に提出されました。



❖ 富野委員長より一言 ❖

この建議書は委員のみなさんが大変ご苦労されて作りあげたものです。

市民とともに行った今回の作業は、「将来を創る」という目標において、重要な意義のあることであり、一つの財産であると思えます。

ただし、今回の建議ですべてが終わったわけではありません。今後も進行管理が重要であり、推進委員会を継続して設置することが必要です。



❖ 市長コメント ❖

建議の内容を真摯に受けとめ、いただいたご意見を反映した、まちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。2年間にわたり本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。



建議概要



建議の主な概要を紹介します

第3条 人権尊重

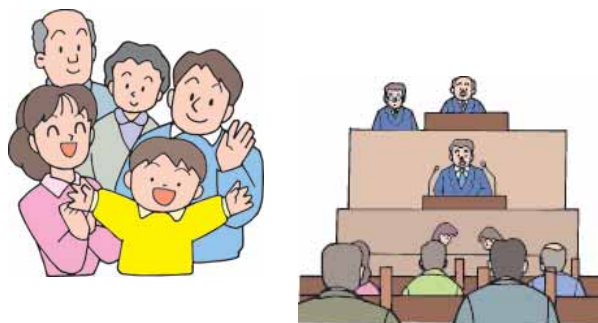
男女共同参画社会や子ども・高齢者・障害者等の権利についての政策的な条例が必要

第9条 議会の責務・議員の責務

「(仮称)岸和田市議会基本条例」の制定に向けた早急な検討が必要

第13条 職員の責務

人材育成や人事考課制度の充実、各課ごとの定型的な作業手順書の作成が必要
公益通報並びに不当要求行為に対応する外部機関の設置の検討が必要



第14条 コミュニティ活動

コミュニティ施策の方向性を示したコミュニティ条例等の策定を検討すべき

第15条 地区市民協議会

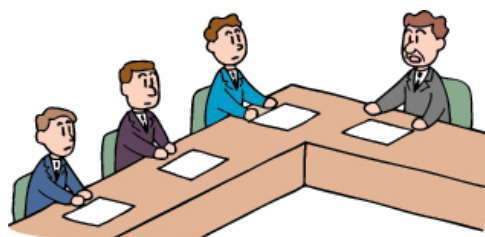
行政が持っている権限と財源を地域に移譲し、自ら責任を持って自己決定していけるような取り組み方策の検討が必要

第16条 協働

市民活動団体への支援金に関する制度や協働事業提案制度等の創設、また市民活動サポートセンターの設置等の検討をすべき

第18条 意見聴取制度

出された意見に対しての説明責任を果たすなど、意見聴取制度を形骸化させない



第19条 審議会等の運営

市民の多くが参画しやすい環境づくりが必要
情報提供や実態把握等、行政側の十分な準備やシステムづくりが必要

第21条 情報の共有

情報の共有のための広報の指針について検討することが必要

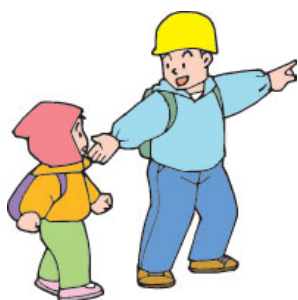


第22条 個人情報の保護

災害等の緊急時に、対応できるシステムづくりが必要

第23条 説明責任

市民から提供された意見についてどのような結論を出したのか、説明できるよう指針等の作成の検討



第24条 総合計画

次期総合計画は、自治基本条例に定められた理念に基づいて策定されたい

第25条 組織

組織の連携や縦割り組織の見直しを図るなど、機動的な組織編成を行うことが重要

第26条 法務

庁内における戦略的、横断的な法務体制・組織づくりが必要

第27条 財政

財政健全化を進めていくための具体的な施策内容を数値化して表すこと等が重要



第28条 行政評価

市政の透明性や健全性等を確保するための、市民・議会・専門家を交えた外部評価機関の創設等が必要

付帯意見

「岸和田市自治基本条例推進委員会」の継続設置が必要

要綱の条例化指針の検討が必要

行政委員会も、市民が傍聴できるような環境づくりが必要

重要な計画は、パブリックコメントとともに議会に報告

自治基本条例の他の条項は、検証の結果、現時点では建議には至らないと判断しました。

建議までの2年間～推進委員会と作業部会の経過～

平成18年(2006年)7月の第1回推進委員会開催を皮切りに、推進委員会を7回、作業部会を12回開催しました。その経過をご紹介します。

推進委員会

1 推進委員会スタート

- 自治基本条例の概要と推進委員会の役割を説明。
- 関連4制度の運用状況を報告。



推進委員会

2 条例の体系化の方法決定

- 自治基本条例と他の条例との整合性や関連性を検証し、自治基本条例に規定している内容、さらには総合計画の施策内容を実現化させる制度等が未整備であるものを浮き彫りにするため、第3次総合計画の体系である分野別分類に関連条例を体系化させる「条例の体系化」を進めることについて議論。
- 作業部会を設置。

作業部会

3 検証作業開始、条例を5つの類型に分類

- 自治基本条例を自治のあり方やその制度・仕組みを明確にする制度運用の最高規範に、総合計画を政策・施策の体系を示す政策執行の最高位にそれぞれ位置づけ。
- 個別の条例を「基本政策条例・個別施策条例・基本制度条例・個別制度条例・根拠条例」の五つの類型に分類。

推進委員会

4 推進委員会として取り組む内容及び提言の方向を議論

- 作業部会において実施した、自治基本条例を頂点とする条例の体系化において判明したことを基に、未整備な制度等について今後取り組むべき内容を議論。
- どのように提言するかの方法を検討。

作業部会

5 自治基本条例の条文・前文を総合計画の政策・施策に当てはめ検証

- 自治基本条例に規定されている各条文(前文を含む)の内容が、現状の例規類(条例・規則・要綱等)や政策・施策・事業等に行き渡り、また実効性が保たれているかについて、他市の事例を参照しながら、順に検証。
- 具体的には、「自治基本条例の条文と前文」を「総合計画の個別政策・施策」体系に当てはめた。

【第3次総合計画の目標別計画である目標の『人間を尊重する教育・文化のまち』から目標「安全で快適な都市的魅力のあるまち」まで】

推進委員会

6 体系化による検証作業の確認

- 作業部会における検証作業の中間報告を行い、その検証方向を再確認。
- 市長への建議に向け、検証結果のどの部分まで建議に盛り込むかを議論。

作業部会 、 、

7 一巡の検証作業完了

- 作業部会を3回継続開催し、一巡の検証作業を完了。

【第3次総合計画の目標別計画である目標「活力ある産業振興のまち」から総合計画の分類に収まらない条例まで】

推進委員会

8 建議内容の議論

- 検証作業の結果を、建議内容にどの程度まで反映させるのか、また、記述の程度や範囲、方法、優先順位等をどうするのかについて議論。

作業部会 、 、

9 建議書案作成

- 自治基本条例第23条、第26条、第27条、第33条の内容が、現状の例規類(条例・規則・要綱等)や政策・施策・事業等に生かされ、また実効性が保たれているか、並びに、自治基本条例が制定されてから新たな課題が出ていないかについて検証。
- 建議について、まとめ方の方針・内容・体裁を確認。
- 現状と課題、視点・方向性を議論。
- 建議書案を作成。

推進委員会

10 建議書案への助言、指導

- 作業部会で作成した建議書案への助言、指導

作業部会 、

11 建議書案修正

- 建議書案の修正

推進委員会

12 建議書完成、市長へ建議

- 建議書案の最終確認
- 市長へ建議書提出



今後の方針

建議内容を庁内に周知し対応を求めます。

建議の内容を検証するために、庁内全部長及び各課長対象に説明会を開催いたしました。

今後は、建議内容に対する方針等について各課に意見を求め、それを集約し対応を求めています。

これらの進行管理については、建議の付帯意見にもあるように、次期の自治基本条例推進委員会で検証を実施します。

次期推進委員会に向け、市民委員を募集します。

建議内容の進行管理、及び条例が社会情勢に適合したものであるかの検証のため、次期自治基本条例推進委員会を設置します。

推進委員会は、学識経験者、公共的団体等の代表者、市民公募委員で構成します。

現在、学識経験者、公共的団体等の代表者の選出について検討中ですが、市民公募委員については、9月1日号の市広報に募集要領を掲載し、お知らせします。

本市のまちづくりに関心のある方は、募集要領をご覧ください、ご応募ください。

岸和田市企画調整部企画課 自治基本条例担当

住所 岸和田市岸城町7-1
電話 072-423-9492
FAX 072-423-6749
Email: kikaku@city.kishiwada.osaka.jp

ホームページもご覧ください
「岸和田市自治基本条例」で検索！

